
令和6年度 児童福祉法に基づく集団指導

鳥取市福祉部地域福祉課
指導監査室

目次

- I 運営指導における主な指摘事項について
- II ガイドラインについて
- III 報酬について
- IV 減算となる主な事項について
- V 安全計画について

I 運営指導における主な指摘事項について

1. 安全計画の策定等

- ・安全計画が策定されていない。
- ・従業者に対し、安全計画について周知されていない。
- ・研修及び訓練が定期的実施されていない。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。
- ・事業所内の設備のチェックはしているものの安全計画が策定されていない。
事業所内の設備のチェックはしているもののチェック記録がない。
- ・利用者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。

2. 衛生管理等

- ・食中毒及び熱中症に係る委員会が開催されていなかった。
- ・感染症に係る訓練が実施されていなかった。
- ・食中毒及び熱中症に係る研修が実施されていなかった。

I 運営指導における主な指摘事項について

3. 運営規程

- ・「利用者から受領する費用の種類及びその額」について、重要事項説明書には記載しているものの、運営規程に記載されていなかった。

4. 秘密保持等

- ・利用者又はその家族に関する個人情報、その他事業所等に対して提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者及びその家族から同意を得ること。
⇒外部会議等の場において、事業所で知り得た家族の情報を、他事業所に提供する場合、**情報を提供される家族個人ごとに個別で**書面により同意を取得すること。

5. 勤務体制の確保等

- ・毎月の勤務表が作成されていなかった。
- ・以下のハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じられていなかった。

●性的な言動(セクシュアルハラスメント)

●優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)

Ⅱ ガイドラインについて

ガイドラインの策定

令和6年7月こども家庭庁ガイドラインが策定

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

※上記に伴い、以下のガイドラインは廃止

「児童発達支援ガイドラインについて」(平成29年7月24日障発第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「放課後等デイサービスガイドラインについて」(平成27年4月1日障発第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。

※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。

※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援

※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

児童発達支援の内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援

③移行支援

こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を楽しみ、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(5領域の視点を踏まえたアセスメント)、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の視点を踏まえて作成)、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- 自己評価については、従業員評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会(※)の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練、事業継続計画(BCP)の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。

※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。

※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援

※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

放課後等デイサービスの内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々の子どもに応じたオーダーメイドの支援を4つの基本活動を組み合わせて提供する。

日常生活の充実と自立支援のための活動

多様な遊びや体験活動

地域交流の活動

子どもが主体的に参画できる活動

②家族支援

子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援

③移行支援

子どもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援・地域連携

子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用することもと家族のニーズを適切に把握し(5領域の視点を踏まえたアセスメント)、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し(将来に対する見通しを持ち、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の視点を踏まえて作成)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、子ども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- 自己評価については、従業員評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練、事業継続計画(BCP)の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、子どもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

- こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等によるアセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を**訪問**し、こどもの様子を丁寧に**観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた関わり方の伝達など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの**集団生活への適応を支援**するとともに、こどもの**特性を踏まえた関わり方や環境の調整**などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、**家族への報告**を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる**地域の様々な関係者や関係機関と連携**して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

保育所等訪問支援の内容

①こども本人に対する支援

こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、**集団生活への適応**や**日常生活動作の支援**を行うこと

②訪問先施設の職員に対する支援

訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、**こどもの発達段階や特性の理解を促す**とともに、**こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等**について**助言**を行うこと

③家族支援

家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、**訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方**などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点**を踏まえて作成)、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会、類似事業(地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価、保護者評価及び訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解**の下で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針の整備、研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

Ⅲ 報酬について

基本報酬の算定について

個別支援計画に定めた支援時間により、報酬の区分が設けられた。

基本報酬	
時間区分 1	30分以上～1時間30分以下
時間区分 2	1時間30分超～3時間以下
時間区分 3	3時間超

- ・30分未満の支援 →原則、算定不可
- ・送迎時間 →支援の提供時間に含まれない
- ・放課後等デイサービスの「時間区分3」は学校休業日のみ算定可能

Ⅲ 報酬について

基本報酬の算定について

基本報酬の算定に係る注意点 ※R6年度Q&Aより抜粋

(個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援時間が短かった場合)

計画上の提供時間

実際の支援時間

- ①利用者都合の場合、計画に定めた時間区分で算定
※学校の授業が延長、道路渋滞により通常より送迎に時間を要する、
台風等悪天候時など、事業所に起因しない事情による場合も同様
※支援時間が30分未満となった場合も算定可能○
※利用予定日当日に欠席連絡があった場合は、基本報酬は算定できません。
- ②事業所都合の場合、実際の支援に要した時間区分で算定
※支援時間が30分未満となった場合は算定不可×

Ⅲ 報酬について

基本報酬の算定について

(個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援時間が長かった場合)

計画上の提供時間

実際の支援時間

利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、
どちらの場合でも、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で
算定することを基本とする。

Ⅲ 報酬について

基本報酬の算定について

(個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合)

○対象となるケース

個別支援計画が未作成である場合

当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など

※個別支援計画が未作成の場合は、

個別支援計画未作成減算も算定が必要となる。

○算定する時間区分

時間区分 2

1時間30分超～3時間以下

※当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画(参考様式における別表の特記事項欄)に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能となる。

Ⅲ 報酬について

児童指導員等加配加算について

報酬区分

加配職員：児童指導員等

常勤専従	5年以上
常勤専従	5年未満

加配職員：児童指導員等

常勤換算	5年以上
常勤換算	5年未満

加配職員：その他従業者

常勤換算

Ⅲ 報酬について

児童指導員等加配加算について

○加配職員について

→基準上、算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を1以上加配した場合に算定するもの。

例えば、管理者兼児童指導員を加配職員として配置したとしても、本加算が求める「専従」の要件は満たさない。

※児童発達支援管理責任者が欠如した場合、基準職員を満たしていないため、本加算は算定不可×

※配置職員の急な退職が発生した場合など、必ず加配要件について確認を行い、算定要件を問題なく満たしているかチェックが必要。

Ⅲ 報酬について

児童指導員等加配加算について

【多機能型事業所において同一従業者が複数事業を兼務する場合の本加算の「専従」要件の取扱い】

	児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問 支援	障害福祉 サービス事業
児童発達支援		○	×	×	×
放課後等 デイサービス	○		×	×	×
居宅訪問型 児童発達支援	×	×		×	×
保育所等訪問 支援	×	×	×		×
障害福祉 サービス事業	×	×	×	×	

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む。

Ⅲ 報酬について

延長支援加算について

通所支援計画に定める標準的な支援時間5時間(放デイ平日は3時間)に加えて、別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置付けて支援を行った場合

報酬区分

1時間以上～2時間未満

2時間以上

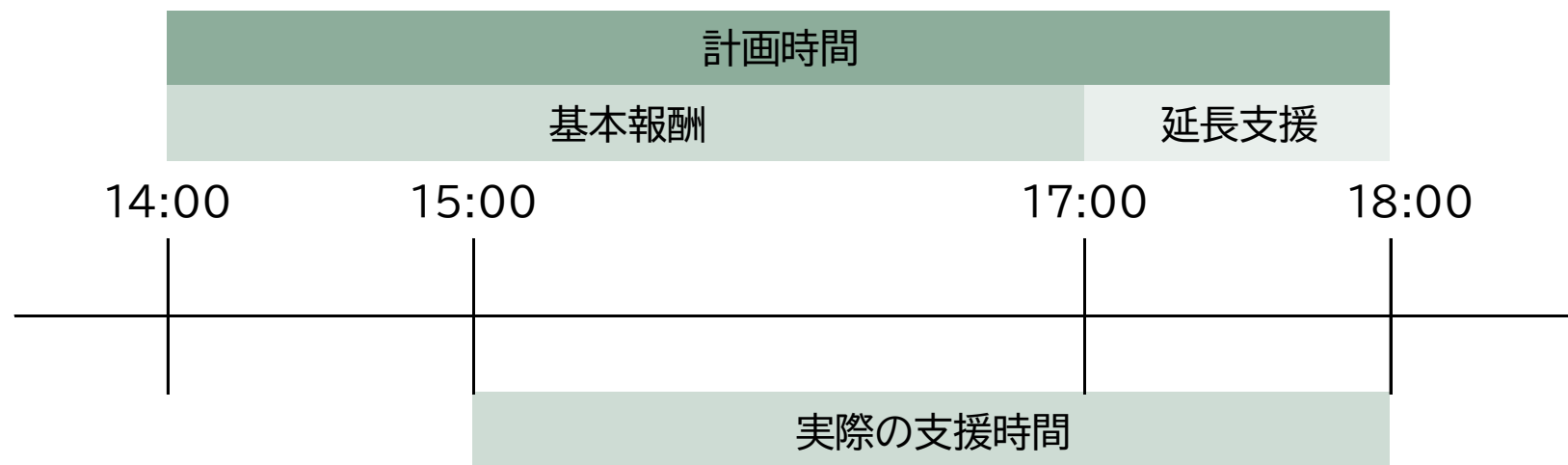
30分以上～1時間未満(※)

(※)利用者の都合により延長支援時間が短くなった場合に限る

Ⅱ 令和6年度指定等基準の主な変更点(概要)

延長支援加算について

通所支援計画に位置付けた支援時間(例14:00~17:00の3時間)について、利用者都合により開始時間が遅れた場合(例15:00から利用開始)、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援(例17:00~18:00)はどのように取り扱うか。



(上記の場合)

○基本報酬:計画に定めた提供時間で算定。

○延長支援:実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能。

※令和6年度Q&A VOL.3問1

Ⅲ 報酬について

延長支援加算について

支援開始前に延長支援を行うことを個別支援計画に位置付けていたが、当該延長支援の途中で利用者都合により帰宅した場合(例9:00～11:00を延長支援時間、11:00～17:00を支援時間としていたが、10:45に体調不良で急遽帰宅した)、どのように報酬を算定するか。



(上記の場合)

- 基本報酬を算定できない場合に延長支援加算のみを算定することは不可×
- 上記の場合は欠席時対応加算を算定することが可能。

※令和6年度Q&A VOL.3問2

Ⅲ 報酬について

延長支援加算について

支援時間の前後1時間ずつ延長支援を実施した場合には、実際に支援に要した時間を合計して2時間以上(123単位)の区分で算定するのか、それとも前1時間(92単位)・後1時間(92単位)の両区分をいずれも算定するのか。

(上記の場合)

○延長支援の算定にあたっては、個別支援計画において1時間以上の延長支援を設定(支援時間の前後に延長支援を行う場合には、前後いずれも1時間以上で設定)し、必要な体制を設けることとしているが、実際に加算する単位の区分については、実際に要した支援時間を基本としている。

○そのため、実際に支援に要した時間を合計した2時間以上(123単位)の区分で算定する。

○なお、支援時間の前後に延長支援を行う場合において、利用者の都合により、前後の延長支援のうち片方(ないし両方)の延長支援が1時間に満たない場合であっても、実際に支援に要した時間を合計して30分以上の延長支援が行われていれば、合計時間が該当する区分での算定が可能である。

Ⅲ 報酬について

個別サポート加算(Ⅲ)について

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら支援を行った場合に算定が可能

(不登校の障害児とは)

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童(病気や経済的な理由による者は除く)

Ⅲ 報酬について

個別サポート加算(Ⅲ)について

(取り扱い)

○あらかじめ保護者の同意を得たうえで、個別支援計画に位置付け支援を行うこと

○学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月1回以上行うこと。
その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。

○家族への相談援助(※1)を月1回以上行うこと。

※1 相談援助:居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。

Ⅲ 報酬について

個別サポート加算(Ⅲ)について

(取り扱い)

○相談援助を行う場合、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。(※2)

※2 障害児の不登校の状態について確認し、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の可否について検討を行うこと。

○市町村から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

○学校との連携及び家族等への相談援助については、関係機関連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、家族支援加算(Ⅰ)は算定できない

IV 減算となる主な事項

自己評価結果等未公表減算について

(対象サービス)

○児童発達支援(※1)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援(※2)、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

※1 旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く

※2 令和7年4月1日から適用

(算定される単位数)

○所定単位数の100分の85



手順	保護者等による評価の実施	従業員による評価の実施
ステップ①	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。 ○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の従業員が「事業者向け自己評価表」を活用して従業員評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。 ○ 従業員評価は、できる限り全従業員から提出を求めることが望ましい。
ステップ②	<p>※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業員評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施</p> <p>事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業員による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。 ○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。 ○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。 	
ステップ③	<p>改善・充実に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の具体的な見通しや改善・充実に向けた具体的取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。 	
ステップ④	<p>自己評価結果等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実に向けた取組を進めていきながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。 	
ステップ⑤	<p>支援の改善に向けた取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。 	

IV 減算となる主な事項

支援プログラム未公表減算について

(対象サービス)

○児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

(算定される単位数)

○所定単位数の100分の85

※令和7年4月1日以降は減算適用

IV 減算となる主な事項

支援プログラム未公表減算について

	健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
5領域	<ul style="list-style-type: none">○健康状態の維持・改善○生活習慣や生活リズムの形成○基本的生活スキルの獲得	<ul style="list-style-type: none">○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用○身体の移動能力の向上○保有する感覚の活用○感覚の補助及び代行手段の活用○感覚の特性への対応	<ul style="list-style-type: none">○認知の特性についての理解と対応○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 (感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)○行動障害への予防及び対応	<ul style="list-style-type: none">○コミュニケーションの基礎的能力の向上○言語の受容と表出○言語の形成と活用○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得○コミュニケーション手段の選択と活用○状況に応じたコミュニケーション等	<ul style="list-style-type: none">○アタッチメント(愛着)の形成と安定○遊びを通じた社会性の発達○自己の理解と行動の調整○仲間づくりと集団への参加

○本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成し、その公表を求めるもの

支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聞いて作成すること

V 安全計画について

安全計画の策定について

令和6年4月1日から義務化

(基準)

○ 指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等(以下「事業所等」という。)は、障害児の安全の確保を図るため、指定基準が次のとおり定められています。

- ・ 事業所等の設備の安全点検、職員や障害児等に対する事業所等外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画(以下単に「安全計画」という)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること
- ・ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的実施すること
- ・ 定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこととされている

V 安全計画について

安全計画の策定について

(安全計画の具体的な内容)

- 事業所等の設備(備品、遊具、防火設備、避難経路等)や、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含めた事業所等内の安全点検
 - 通常の支援の場面、リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び等)、緊急対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事等)における役割分担や留意点を明確にしたマニュアルの策定・共有
 - こどもに対する安全対策の周知(事業所等の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)
 - 保護者に対する説明・情報共有(安全計画や安全に関する取組の説明・共有等)・職員の研修・訓練(地震・火災・地域特性に応じた様々な災害を想定した避難訓練、救急対応の実技講習、不審者の侵入を想定した実践的な訓練、事故予防に関する研修の受講等)
 - 再発防止策の徹底(ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・対策や職員間での共有等)
 - その他の安全確保に向けた取組(地域住民や地域の関係者・関係機関と連携した取組、登降園システムを活用した安全管理等)
- などが挙げられる。

V 安全計画について

安全計画の策定について

(安全点検)

○ 事業所等の設備等の安全点検については、安全計画やマニュアルの策定時のみならず、少なくとも毎学期1回(年3回)以上の頻度で定期的に点検を行うことが重要である。安全点検の際には、事前に、活動や事業所等の状況に応じたチェックリストを活用し、一人ではなく複数名で点検することが望ましい。

安全点検の結果、危険箇所が見つかった場合には、すぐに対策について話し合い、改善策を講じるとともに、日頃から、事業所等や活動の中で、安全が確保されるよう環境整備を進めることも必要である。

【参考:安全管理のチェックリストの例 ガイドラインp41、42】

V 安全計画について

安全計画の策定について

(マニュアル策定・共有)

○ 活動や事業所等の状況に応じ、リスクが高い場面(例:午睡、食事、プール・水遊び、移動、送迎、事業所外活動時等)、緊急対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事や事故等)など、各場面に応じた、役割分担や留意点を明確にした安全管理に関するマニュアルを作成し、職員に周知徹底するとともに、対応が必要な際にすぐに確認できるよう、目に留まる場所に掲示しておくことが必要である。

○ 定期的な見直しとあわせて、緊急時に職員が適切に対応できるよう、平時からマニュアルの内容の確認や実践につながる訓練等の実施を行うことも必要である。

【参考:緊急時の対応・体制の確認 ガイドラインp34】

【参考:災害時対応マニュアルの例 ガイドラインp47、48】

V 安全計画について

安全計画の策定について

(こどもに対する安全対策の周知)

○ こどもの特性や発達に応じた方法により、こども自身が安全や危険を認識しやすいようにするとともに、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について伝えることが重要である。

【参考:こどもに対する安全対策の周知 ガイドラインp7】

(保護者に対する説明・情報共有)

○ 事業所等内や活動における事故のリスクや、事故発生時の対応を含む事業所等の安全管理について、契約時等に保護者に説明しておくことが重要である。

【参考:保護者への説明・共有 ガイドラインp7、8】

V 安全計画について

安全計画の策定について

(職員の研修・訓練)

○ 安全計画やマニュアルを体得できるよう、例えば、読み合わせをする、指差し確認をする、ロールプレイング等の実践的な研修や訓練を行うなどといった取組が重要である。その際、状況に応じた対応ができるよう、例えば、災害に関する避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して具体的に行うことや、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン[®]」等の使用)や送迎時の安全等についても実技講習を行うことなど、実践的な研修・訓練を行うことが重要である。

○ 地方自治体が行う研修や訓練(オンラインで共有されている事故予防に資する研修動画も含む。)については、常勤・非常勤にかかわらず、事業所等の全職員が受講することが重要である。

【参考:全従業員を対象とした実践的な訓練や研修の実施 ガイドラインp6、7】

V 安全計画について

安全計画の策定について

(地域住民や地域の関係者・関係機関との連携)

○ 事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりに日頃から努める必要がある。行方不明時の搜索、災害時の協力等、地域の人など職員以外の力を借り、こどもの安全を守る必要が生じる場合もあることから、事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、日頃から顔の見える関係づくりを進め、緊急時の協力・援助の依頼についても検討しておくことが重要である。

【参考:地域や関係機関等との連携 ガイドラインp8】

V 安全計画について

安全計画の策定について

(発生しやすい事故)

○児童発達支援

重篤な事故としては、食事中の誤嚥や窒息、自らの転倒・衝突、遊具・窓等からの転落・落下、アナフィラキシーショック・アレルギー等。

また、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、他児からの危害、玩具・遊戯施設・設備の安全上の不備等で事故が発生しやすい。

○放課後等デイサービス

重篤な事故としては、行方不明・見失い中(溺水等)、食事中の誤嚥や窒息、遊具・窓等からの転落・落下、医療的ケアに関すること、病気(てんかん発作等を含む)、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、交通事故等により発生している

「令和6年7月4日付 障害児支援における安全管理について こ支障第169号」より抜粋

V 安全計画について

安全計画の策定について

(※) 活動場面と事故の発生防止の取組例

活動場面	事故の発生防止の取組例
睡眠	仰向け寝、口の中の異物の有無の確認 定期的なこどもの呼吸・体位・睡眠状態の確認
食事	こどもの咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況、アレルギー等の情報の職員間の共有等
プール・水遊び	監視者とプール指導者を分けて配置、色のはっきりした帽子等の装着等
送迎時	チェックシートの運転手席への備え付け、目視、点呼、乗降車確認、記録等
散歩・外遊び	手をつなぐ等の配慮、常時の人数確認、飛び出しの危険があるこどもの場合は必要に応じて一対一対応、先頭と最後に職員を配置等

V 安全計画について

安全計画の策定について

<参考1>安全計画の作成の例

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	避難経路点検 緊急連絡表作成 園舎破損箇所点検	遊具の点検 園庭鍵の点検 散歩コースの危険個所の確認 毛虫駆除	プール・プール周りの 柵の点検 園庭備品の点検	園庭全体(鍵・フェンス・ターザンロープ・排水溝)の点検 防火設備点検	エアコンの確認	プール片づけ 散歩コースの点検 (散歩コース内の公園の遊具を含む)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	暖房器具の点検 使用方法・掃除 園舎破損箇所の点検	冬季に向けての冬囲い 園外水道の水抜き 除雪道具の点検 滑り止めマット	冬用遊び道具の点検 防雪用ネットの点検 送迎車両の点検 氷割り	散歩経路(冬用) 危険箇所(屋根上の雪、滑りやすい箇所)の確認	散歩経路の確認 暖房・ボイラーの確認 防火設備点検	雪解け園庭周りの確認 氷割り

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル			
<input type="checkbox"/> 午睡	2015年 1月 25日	2024年 8月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> 食事	2004年 2月 18日	2024年 5月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	2007年 3月 14日	2024年 6月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> 園外活動	2004年 2月 18日	2024年 6月 1日	支援マニュアルに明記
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	2004年 8月 29日	2024年 5月 1日	送迎マニュアルに明記・毎朝の読み合わせ
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	2004年 1月 31日	2024年 12月 1日	掲示
災害時マニュアル	2009年 12月 15日	2024年 9月 1日	掲示
119番対応時マニュアル	2023年 4月 1日	2024年 4月 1日	掲示
救急対応時マニュアル	2004年 9月 22日	2024年 4月 1日	掲示・支援マニュアルに明記
不審者対応時マニュアル	2015年 7月 4日	2024年 5月 1日	掲示・支援マニュアルに明記

V 安全計画について

安全計画の策定について

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（施設の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
3歳以上児	遊具遊びや散歩時の事故防止	熱中症対策 水遊びの事故防止	地震や災害 道路の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 園庭の遊び方(冬バージョン)
学齢期	遊具遊びや散歩時の事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	熱中症対策 水遊びの事故防止 下校時の歩き方・信号の見方	地震や災害 下校時の歩き方・信号の見方	冬道の歩き方 下校時の歩き方・信号の見方 公園での遊び方(冬バージョン)

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
おたよりで周知	おたよりで周知 面談	おたよりで周知	おたよりで周知 アンケート・面談

V 安全計画について

安全計画の策定について

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
アレルギー・エビベン(園内実施) 人数確認(園内実施)	熱中症対策(園内実施) 水遊びについて(園内実施) エビベンの打ち方(園内実施) 車を離れる際(園内実施)	安全を守る取り組み(園内実施)	そり滑りについて(園内実施)

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

上級応急手当講習
リスクマネージャー養成研修

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ・毎月ヒヤリ・ハットの集計と分析(SHELモデルでの分析)
- ・社内ネットと打ち合わせでの共有

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・破損箇所、危険箇所のチェックと修繕などの環境整備
- ・消防署からの訪問と消火指導(6月)

※安全計画は毎年12月の委員会で見直しを行う。

V 安全計画について

安全計画の策定について

<参考2>安全管理のチェックリストの例

日付		管理者 印	担当印
1	遊具や周りの安全を確認している。	/	/
2	室内・室外で角や尖った部分で危険な箇所には、ガードがしてあるか確認している。		
3	高いところに物をおかないようにしている。		
4	転落予防のため、窓の下に物をおかないようにしている。		
5	出入口をふさがないように気をつけている。		
6	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置かないように注意している。		
7	室内は整理整頓し使用したものは、すぐに収納場所に片付けている。		
8	室内の空気の入替えをしたり、過ごしやすい温度や湿度になっているか気を付けている。		
9	園庭の草を引いたり、小石拾いをしたり安全に遊べるよう注意している。		
10	使用後の発達支援室や倉庫の電気は消すようにしている。		
11	支援終了後は各部屋・倉庫のドアを必ず開放している。		
12	テラスの人工芝がずれたり、ジョイント部分が外れたりしていないか確認している。		
13	玩具は遊んだあと消毒をしている。		
14	水分補給時や食事の前には机を消毒している。		
15	こどもが触れるところは、その都度消毒している。		
16	床が濡れていたたり、食べ物が落ちたら、すぐに拾い拭き取って清潔にしている。		
17	テラス、窓、さん、棚、靴箱の掃除をしている。		
18	下痢や嘔吐用のバケツを用意し使ったら補充している。		
19	蜂の巣がないか、蜂はいないか、危険な虫はいないか、気を付けている。		
20	支援者はこどもの行動を確認できる状態である。		

日付		管理者 印	担当印
21	揺れているブランコには近づかないように注意してみている。	/	/
22	こどもの介助で無理に身体（手足）を曲げたり引っ張ったりしないようにしている。		
23	ドアを開閉するときは、こどもの手や足の位置を確認している。		
24	脱臼やアレルギーなど、注意が必要なこどもについて把握している。		
25	園庭で遊ぶとき、遊戯室に集まるときなど、場所を移動するときは必ず人数確認をしている。		
26	個別支援計画の内容を確認し、常にこどもの支援に活かせるようにしている。		
27	日々の打ち合わせや振り返りなど職員間で話し合っている。		
28	こどもの成長や姿を職員間で共有することができる。		
29	こどもに合わせた支援内容を立案したり、個々に応じ工夫している。		
30	保護者への言葉遣いや態度など気を付けている。		
31	こどもの発達や課題について共通理解するために保護者にこどもの状況を伝えている。		
32	定期的に子育ての悩みに対する相談や助言が行えている。		
33	職員間で、こどもの必要な情報は共有できるように報告している。		
34	個人情報の取り扱いについて十分に注意している。		

V 安全計画について

安全計画の策定について

園舎内点検表 (毎月1回点検実施)

点検日	点検者	発達支援室①(手洗い場合む)	トイレ①	発達支援室②(手洗い場合む)	エアコン床暖	洗濯室	給食室	遊戯室	倉庫	靴箱(玄関)

遊具点検表 (1/W)

月	日	曜日	時	担当者	主任印					
		地面のへこみ 石ころ・雑草等障害物の有無	安全領域の確保	腐食がないか	損傷部がないか	ボルトのゆるみ	突起物がないか	ぐらつきがないか	異常音がないか	備考
		ウッドジム	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		ブランコ	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		滑り台	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		砂場	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		欵棒	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		三輪車	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
		四輪トロッコ	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	

ありがとうございました。